

# 6月定例教育委員会会議

( 議 案 )

報告第10号

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱及び解嘱について

美祢市学校医（耳鼻科医）の委嘱及び解嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成20年美祢市教育委員会規則第5号）第4条第1項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月30日提出

美祢市教育委員会教育長 中本喜弘

記

- 1 臨時代理年月日 令和3年6月3日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和4年3月31日まで
- 3 委員の氏名

| 区分 | 氏名     | 所属                       | 委嘱・解嘱日   | 備考  |
|----|--------|--------------------------|----------|-----|
| 委嘱 | 坂本 めい  | 山口大学大学院医学系<br>研究科耳鼻咽喉科分野 | 令和3年6月4日 | 於福小 |
| 委嘱 | 坂本 めい  | 山口大学大学院医学系<br>研究科耳鼻咽喉科分野 | 令和3年6月4日 | 大嶺中 |
| 委嘱 | 坂本 めい  | 山口大学大学院医学系<br>研究科耳鼻咽喉科分野 | 令和3年6月4日 | 於福中 |
| 委嘱 | 山形 朋靖  | 山口大学大学院医学系<br>研究科耳鼻咽喉科分野 | 令和3年6月4日 | 於福小 |
| 委嘱 | 山形 朋靖  | 山口大学大学院医学系<br>研究科耳鼻咽喉科分野 | 令和3年6月4日 | 大嶺中 |
| 委嘱 | 山形 朋靖  | 山口大学大学院医学系<br>研究科耳鼻咽喉科分野 | 令和3年6月4日 | 於福中 |
| 解嘱 | 狩野 有加莉 | 山口大学大学院医学系<br>研究科耳鼻咽喉科分野 | 令和3年6月3日 | 於福小 |
| 解嘱 | 狩野 有加莉 | 山口大学大学院医学系<br>研究科耳鼻咽喉科分野 | 令和3年6月3日 | 大嶺中 |

|    |        |                          |          |     |
|----|--------|--------------------------|----------|-----|
| 解嘱 | 狩野 有加莉 | 山口大学大学院医学系<br>研究科耳鼻咽喉科分野 | 令和3年6月3日 | 於福中 |
| 解嘱 | 沖中 洋介  | 山口大学大学院医学系<br>研究科耳鼻咽喉科分野 | 令和3年6月3日 | 於福小 |
| 解嘱 | 沖中 洋介  | 山口大学大学院医学系<br>研究科耳鼻咽喉科分野 | 令和3年6月3日 | 大嶺中 |
| 解嘱 | 沖中 洋介  | 山口大学大学院医学系<br>研究科耳鼻咽喉科分野 | 令和3年6月3日 | 於福中 |

## 議案第43号

美祢市教育委員会事務点検及び評価実施要綱の一部改正について

美祢市教育委員会事務点検及び評価実施要綱（平成21年教育委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和3年6月30日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市教育委員会事務点検及び評価実施要綱の一部を改正する告示

美祢市教育委員会事務点検及び評価実施要綱（平成21年教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」を「第26条」に改める。

第3条第1項中「第27条第2項」を「第26条第2項」に改め、同条第2項中「2年」を「委嘱した日から翌年度の3月31日まで」に改める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

## 議案第 4 4 号

令和 3 年度美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針について

美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針について、下記のとおり定めたいので、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 6 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

### 記

令和 3 年度美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針

美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき実施する、事務事業の点検及び評価の実施に関する方針を以下のように定める。

#### 1 点検・評価の目的について

教育委員会自らが定めた方針に従い、課題解決的な教育行政が執行されているかどうか、教育委員会自らが事務事業を点検・評価して報告書を作成する。作成した報告書は議会に提出するとともに、ホームページで公表し、市民への説明責任を果たし、結果を事業に反映することで不断の改善を進め、効果的な教育行政を実現する。

#### 2 評価事項について

教育委員会は、前年度の教育委員会の事務事業について、次に掲げる内容について点検評価を実施する。

- ① 教育委員会の活動状況（教育委員会会議の開催状況、学校訪問の状況等）
- ② 教育委員会の事務事業の実施状況（「美祢市教育振興基本計画 実施計画」に掲げる主な取組のうち主要事業の実施状況及び成果）
- ③ その他教育委員会が必要と認めた事務事業についての対応の状況

#### 3 事務事業評価の基準について

担当課において、事務事業の重要度及び有効性について、第 1 次評価を行う。

教育委員会は、点検及び評価の客観性を確保するために、美祢市教育委員会事務点検及び評価実施要綱（平成 21 年教育委員会告示第 3 号）第 3 条の規定による学識経験者（点検評価委員）の意見を活用し、最終評価を行う。

**重要度に関する評価点**

① 政策目標を実現する上での役割

| 評価点 | 内容       |
|-----|----------|
| 5   | 重要である    |
| 4   | やや重要である  |
| 3   | どちらでもない  |
| 2   | あまり重要でない |
| 1   | 重要でない    |

**有効性に関する評価点**

① 施策の実施による成果の度合い

② 施策の目標を達成できたか

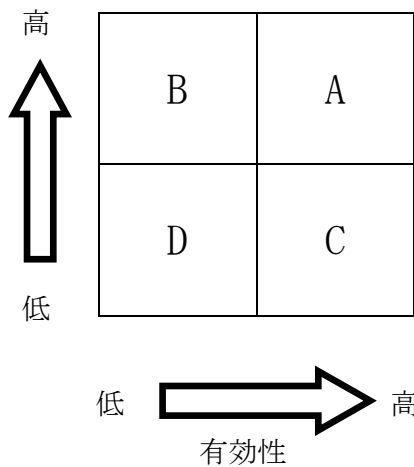
| 評価点 | 内容       |
|-----|----------|
| 5   | 有効である    |
| 4   | やや有効である  |
| 3   | どちらでもない  |
| 2   | あまり有効でない |
| 1   | 有効でない    |

| 評価点 | 内容          |
|-----|-------------|
| 5   | 達成できた       |
| 4   | ほぼ達成できた     |
| 3   | どちらでもない     |
| 2   | あまり達成できなかった |
| 1   | 達成できなかった    |

**第1次評価及び最終評価**

| 評価区分 | 重要度① | 有効性（成果の度合い①+達成度②） |
|------|------|-------------------|
| A    | 4・5  | 7～10              |
| B    | 4・5  | 6～ 2              |
| C    | 3～1  | 7～10              |
| D    | 3～1  | 6～ 2              |

重要度



| 区分 | 重要度 | 有効性 | 基本的な考え方                    |
|----|-----|-----|----------------------------|
| A  | 高   | 高   | 現状を維持しながら、効率的な事業執行が求められる事業 |
| B  | 高   | 低   | 優先的に成果のある効果的な取組が求められる事業    |
| C  | 低   | 高   | 費用対効果の高い取組が求められる事業         |
| D  | 低   | 低   | 抜本的な事業の見直しが求められる事業         |

#### 4 事業の方向・方針について

自らの評価の結果に基づき、事業実施にあたっての課題を明らかにする。課題解決に向けて今後の取組の方向性を示す。

| 今後の方向性    | 内容                                |
|-----------|-----------------------------------|
| 事業拡大      | 事業を拡大する事業                         |
| 現状維持      | 今までどおり実施する事業                      |
| 期間を定めて見直し | 近い将来見直しが必要な事業                     |
| 運営手法等の見直し | 運営主体の変更、実施時期の変更、実施対象の変更などの変更を行う事業 |
| 事業縮小      | 事業の縮小を行う事業                        |
| 期間を定めて終了  | 事業の終了年度を定めて実施する事業                 |
| 事業完了      | 事業を完了とする事業                        |
| 事業廃止      | 事業の廃止を行う事業                        |

#### 5 結果の公表に関する事項

教育委員会は、評価事項を点検評価して報告書を作成し、この報告書を議会に提出し、また、ホームページで公表する。

議案第45号

美祢市教育委員会事務点検及び評価委員の委嘱について

下記の者を美祢市教育委員会事務点検及び評価委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和3年6月30日提出

美祢市教育委員会教育長 中本喜弘

記

1 委員の任期 令和3年7月1日から令和5年3月31日まで

2 委員の氏名

| 氏名    | 所属               | 備考 |
|-------|------------------|----|
| 池田 善文 | 前美祢市立長登銅山文化交流館館長 |    |
| 白井 一成 | 元美祢市立大嶺小学校校長     |    |
| 山田 悦子 | 元美祢市教育委員会事務局事務局長 |    |



## 議案第46号

### 美祢市公設塾実施規則の制定について

美祢市公設塾実施規則を次のとおり制定するものとする。

令和3年6月30日提出

美祢市教育委員会教育長 中本喜弘

### 美祢市公設塾実施規則

#### (趣旨)

第1条 美祢市の未来を担う人材を育成するため、学校と連携して地域の協力を得ながら生徒の好奇心を引き出し、自ら考えて新しいことに挑戦する力を育てる塾（以下「公設塾」という。）について必要な事項を定めるものとする。

#### (実施主体)

第2条 公設塾の実施主体は、美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

#### (名称)

第3条 公設塾の名称は、美祢市公設塾 mineto（「みねと」）とする。

#### (開塾日)

第4条 公設塾は、次に掲げる日を除き、開塾するものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び月曜日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定に関わらず、催事等を行う場合及び緊急の場合には、臨時的に開塾し又は閉塾することができる。

#### (開塾時間)

第5条 公設塾の開塾時間は、平日は午後4時30分から午後8時まで、土曜日及び学校の長期休業期間中は午後1時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定に関わらず、催事等を行う場合及び緊急の場合には、別に開塾時間を設定することができる。

#### (実施場所)

第6条 公設塾は、市の所有する施設で実施する。ただし、実施する事業の内容によっては、その他の場所で行うことができる。

#### (対象者)

第7条 公設塾を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内在住又は在学の中学生
- (2) その他教育委員会が認める者

(事業内容)

第8条 公設塾は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生徒の社会に対する興味・関心を引き出す指導
- (2) 生徒の興味・関心に沿った探求学習指導
- (3) 学校の補習を中心とした教科指導
- (4) その他必要と認める事業

2 前項に掲げる事業のほか、市内小中学校の授業支援その他必要な事業を行う。

(入塾及び退塾)

第9条 公設塾の入塾を希望する者及びその保護者は、入塾を希望する日の前月末日までに、教育委員会に美祢市公設塾 mineto 入塾申込書(別記様式第1号)を提出しなければならない。

2 公設塾の退塾を希望する者及びその保護者は、退塾を希望する月の末日までに、教育委員会に美祢市公設塾 mineto 退塾届(別記様式第2号)を提出しなければならない。ただし、中学校の卒業に伴い退塾する場合には、退塾届の提出は不要とする。

(費用の負担)

第10条 公設塾を利用する者の保護者は、事業に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により利用する者の保護者が負担する費用の額は、通塾費として月額1,500円とする。ただし、公設塾を利用する者の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく教育扶助の受給者
- (2) 美祢市就学援助費交付要綱(平成24年美祢市告示第59号)に基づく就学援助費の交付を受ける者

3 前項の規定により通塾費の免除を受けようとする者は、美祢市公設塾 mineto 通塾費免除申請書(別記様式第3号)により教育委員会に申請しなければならない。

4 前項の規定により美祢市公設塾 mineto 通塾費免除申請書が提出されたときは、教育委員会は内容を審査し、結果を美祢市公設塾 mineto 通塾費免除決定(却下)通知書(別記様式第4号)により通知する。免除することが適当と認めるときは、申請日の翌月分から通塾費を免除するものとする。

5 第2項の免除規定に該当しなくなったときは、美祢市公設塾 mineto 通塾費免除に係る状況変更届(別記様式第5号)により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

6 通塾費については、納付書により、指定の期日までに納付するものとする。

(事務)

第11条 公設塾に関する事務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、公設塾に関し必要な事項は、教育委員会事務局が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

美祢市公設塾 mineto 入塾申込書

|              |         |
|--------------|---------|
| ふりがな<br>生徒氏名 |         |
| 学校名／学年／組     | 中学校 年 組 |
| 入塾希望日        | 年 月 日   |

【保護者連絡先】

|               |  |
|---------------|--|
| ふりがな<br>保護者氏名 | (続柄： )   |
| 電話番号          | — —<br>いずれか当てはまるものに○を付けてください<br>ご自宅／携帯電話／勤務先( )／<br>その他( ) |
| 住所            | 〒 —  |
| メールアドレス※      |  |

※急な閉塾などメールでご連絡させていただく場合がございます。

【緊急連絡先】

- ・万が一(病気、事故、災害等)の際、必ず連絡が取れる連絡先をご記入ください。
- ・上記連絡先と同じ場合は「同上」と記入してください。

|                     |  |
|---------------------|--|
| 緊急連絡先<br>ふりがな<br>氏名 | (続柄： )   |
| 緊急連絡先の電話番号          | — —<br>いずれか当てはまるものに○を付けてください<br>ご自宅／携帯電話／勤務先( )／<br>その他( ) |

美祢市教育委員会 様

美祢市公設塾実施規則の内容を承知の上、上記のとおり、入塾を申し込みます。

年 月 日

申込者 生徒氏名 (※)

保護者氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

美祢市公設塾 mineto 退塾届

年 月 日

美祢市教育委員会 様

住所

生徒氏名 (※)

保護者氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

美祢市公設塾minetoを退塾したいので、美祢市公設塾実施規則第9条第2項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 退塾希望日

年 月 日

2 退塾する理由

## 美祢市公設塾 mineto 通塾費免除申請書

年 月 日

美祢市教育委員会 様

住所

保護者氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり、美祢市公設塾minetoの通塾費の免除を受けたいので美祢市公設塾実施規則第10条第3項の規定により申請します。

なお、申請に伴い美祢市教育委員会が世帯の所得等について調査することを承諾します。

### 記

1 生徒氏名

2 免除を受けようとする理由

実施規則第10条第2項第 号に該当するため

## 美祢市公設塾 mineto 通塾費免除決定（却下）通知書

年 月 日

様

美祢市教育委員会

年 月 日付けで申請のありました美祢市公設塾minetoの通塾費について、美祢市公設塾実施規則第10条第4項の規定により、免除を決定（却下）しましたので通知します。

### 記

1 生徒氏名

2 免除開始月

年 月分の通塾費から免除

美祢市公設塾 mineto 通塾費免除に係る状況変更届

年 月 日

美祢市教育委員会 様

住所

保護者氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記のとおり、美祢市公設塾実施規則第10条第2項で掲げる免除規定に該当しなくなったので、実施規則第10条第5項の規定により届け出ます。

記

1 生徒氏名

2 免除規定に該当しなくなった日

年 月 日

議案第 47 号

美祢市社会教育委員の委嘱及び解嘱について

下記の者を美祢市社会教育委員に委嘱及び解嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 3 年 6 月 30 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 委嘱日から令和 4 年 8 月 31 日まで

2 委員の氏名

| 区分 | 氏 名   | 所 属              | 委嘱・解嘱日          | 備 考 |
|----|-------|------------------|-----------------|-----|
| 委嘱 | 松田 龍信 | 美祢市小・中学校 PTA 連合会 | 令和 3 年 7 月 1 日  |     |
| 解嘱 | 前田 真一 | 美祢市小・中学校 PTA 連合会 | 令和 3 年 6 月 30 日 |     |



議案第48号

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱及び解嘱について

下記の者を美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員に委嘱及び解嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和3年6月30日提出

美祢市教育委員会教育長 中本喜弘

記

1 委員の任期 委嘱日から令和4年3月31日まで

2 委員の氏名

| 区分 | 氏名    | 所属               | 委嘱・解嘱日    | 備考 |
|----|-------|------------------|-----------|----|
| 委嘱 | 松田 龍信 | 美祢市小・中学校 PTA 連合会 | 令和3年7月1日  |    |
| 解嘱 | 前田 真一 | 美祢市小・中学校 PTA 連合会 | 令和3年6月30日 |    |

議案第49号

美祢市立秋吉台科学博物館協議会委員の委嘱及び解嘱について

下記の者を美祢市立秋吉台科学博物館協議会委員に委嘱及び解嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和3年6月30日提出

美祢市教育委員会教育長 中本喜弘

記

1 委員の任期 委嘱日から令和4年3月31日まで

2 委員の氏名

| 区分 | 氏名    | 所属           | 委嘱・解嘱日    | 備考 |
|----|-------|--------------|-----------|----|
| 委嘱 | 綿谷 敦朗 | (一社) 美祢市観光協会 | 令和3年7月1日  |    |
| 解嘱 | 山本 勉  | (一社) 美祢市観光協会 | 令和3年6月30日 |    |

議案第50号

美祢市長登銅山文化交流館運営協議会委員の委嘱及び解嘱について

下記の者を美祢市長登銅山文化交流館運営協議会委員に委嘱及び解嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和3年6月30日提出

美祢市教育委員会教育長 中本喜弘

記

1 委員の任期 委嘱日から令和5年3月31日まで

2 委員の氏名

| 区分 | 氏名    | 所属           | 委嘱・解嘱日    | 備考 |
|----|-------|--------------|-----------|----|
| 委嘱 | 綿谷 敦朗 | (一社) 美祢市観光協会 | 令和3年7月1日  |    |
| 解嘱 | 山本 勉  | (一社) 美祢市観光協会 | 令和3年6月30日 |    |

議案第51号

美祢市史跡長登銅山跡調査及び整備委員会委員の委嘱及び解嘱について

下記の者を美祢市史跡長登銅山跡調査及び整備委員会委員に委嘱及び解嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和3年6月30日提出

美祢市教育委員会教育長 中本喜弘

記

1 委員の任期 委嘱日から令和4年6月30日まで

2 委員の氏名

| 区分 | 氏名    | 所属           | 委嘱・解嘱日    | 備考 |
|----|-------|--------------|-----------|----|
| 委嘱 | 綿谷 敦朗 | (一社) 美祢市観光協会 | 令和3年7月1日  |    |
| 解嘱 | 山本 勉  | (一社) 美祢市観光協会 | 令和3年6月30日 |    |